

産業廃棄物処分業許可証

住 所 鳥取県境港市昭和町5番地17
氏 名 株式会社サンライズさんこう
代表取締役 三輪 昌輝

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

鳥 取 県 知 事 平 井 伸 治



許可の年月日 令和 6年12月26日
許可の有効年月日 令和11年12月25日

1. 事業の範囲

	産業廃棄物の種類	中間処理		
		選別	破碎	乾燥
(1)	燃え殻	—	—	○
(2)	汚泥	○	○	○
(3)	廃油	○	—	—
(4)	廃酸	○	—	—
(5)	廃アルカリ	○	—	—
(6)	廃プラスチック類	○	○	○
(7)	紙くず	○	—	○
(8)	木くず	○	—	○
(9)	繊維くず	○	—	○
(10)	動植物性残さ	—	—	○
(11)	ゴムくず	○	—	—
(12)	金属くず	○	○	—
(13)	ガラスくず等	○	○	—
(14)	がれき類	○	—	—

- ・以上14品目、いずれも特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。
- ・中間処理（選別）の(2)、(3)、(4)及び(5)にあつては廃プラスチック類、紙くず、金属くず又はガラスくず等のいずれかとの混合物に限る。
- ・中間処理（選別）の(6)、(12)及び(13)にあつては自動車等破碎物を除く。
- ・中間処理（破碎）の(2)にあつては廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）に限る。
- ・中間処理（破碎）の(6)、(12)及び(13)にあつて、別紙2（2）の施設で処理するものは廃蛍光管（水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）に限る。

(備考)

- ・「○」は取り扱うことができるもの、「—」は取り扱うことができないものを示す。
- ・「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 事業の用に供するすべての施設
別紙のとおり

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
令和 6年12月26日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類：選別施設

設置場所	鳥取県境港市潮見町2番2	
設置年月日	令和元年11月5日	
処理能力	24m ³ /日(3m ³ /時間×8時間/日)	
保管施設	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類	保管容量33m ³ (保管面積12.1m ²)

(2) 施設の種類：廃蛍光管の破碎施設

設置場所	鳥取県境港市潮見町2番2	
設置年月日	令和3年3月3日	
処理能力	3.12トン/日(0.39トン/時間×8時間/日)	
保管施設	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等(廃蛍光管)	保管容量9.25m ³ (保管面積4.68m ²)

(3) 施設の種類：汚泥、廃プラスチック類、金属くずの破碎施設

設置場所	鳥取県境港市潮見町2番2	
設置年月日	令和5年5月8日	
処理能力	汚泥	2.45トン/日(0.306トン/時間×8時間/日)
	廃プラスチック類	1.54トン/日(0.193トン/時間×8時間/日)
	金属くず	2.62トン/日(0.328トン/時間×8時間/日)
保管施設	汚泥、廃プラスチック類、金属くず	保管容量5.2m ³ (保管面積6.24m ²)

(4) 施設の種類：汚泥及びその他の産業廃棄物の乾燥施設

設置場所	鳥取県境港市潮見町2番2	
設置年月日	令和6年8月1日	
処理能力	2.4トン/日(0.3トン/時間×8時間/日)	
保管施設	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ	保管容量2.0m ³ (保管面積3.0m ²)

